

西予福長発第 741 号  
平成 31 年 2 月 26 日

介護保険事業者 各位

西予市 長寿介護課長  
( 公 印 省 略 )

**平成 30 年 7 月豪雨被災者の介護保険利用者負担額  
免除認定期間の延長について(通知)**

日頃から本市介護保険事業についてご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 30 年 7 月豪雨による被災者の平成 31 年 1 月及び 2 月介護サービス利用料については、本市が交付した免除認定証を介護サービス提供事業所に提示した場合、10 割請求(免除)の対象としているところです。

なお、今般の当市(災害救助法適用市町村)における介護保険法に基づく利用料の免除については、国からの財政支援等を受け実施しておりますが、その措置が平成 31 年 2 月 18 日付け厚生労働省事務連絡により延長されました。

これを踏まえ、当市では引き続き、国からの財政支援が受けられる平成 31 年 6 月介護サービス利用分まで、免除期間を延長することとします。

つきましては、期間を延長した免除認定証及び別添通知を当該被保険者あてに送付しましたのでご確認いただくとともに、免除の対象となっている方の介護報酬請求等について、適切にご対応くださいますようお願いいたします。

**【担当】**

愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目 434 番地 1  
西予市長寿介護課(介護保険係)  
TEL 0894-62-6406 FAX 0894-62-6543